

NTT西日本今年も繰り返す退職強要

# 実質50歳定年制逆らうものに遠隔地・出向

今年も四月一日、退職・再雇用に応じなかった労働者や退職・再雇用を拒否していた50歳以上の労働者に対して、大阪、名古屋などへの遠隔地配転（今回新たに）グループ会社への出向強要が行われました。

いずれの配転・出向も、業務上の特別な理由などは全く無く「雇用選択」で退職・再雇用に応じなかったことを理由とするまでに報復・見せしめの遠隔地配転そのものです。

根拠も道理もないこうした遠隔地配転は、膨大な新幹線通勤旅費や赴任費用を要する無駄な行為である一方で、本人や家族へ深刻な家庭混乱を引き起こすなど矛盾だらけです。

福岡、山口、愛媛、兵庫、名古屋の各支店からNTT

Tのグループ会社である「ネオメイト統括会社」、「マケテイングアクト統括会社」（大阪）への出向が行なわれた他、北陸、東海地方から名古屋支店への遠隔地配転も行なわれました。

50歳以下の労働者（期間は2年といわれている）も遠隔地配転がおこなわれていますが、50歳以上の退職・再雇用に応じなかった通信労組組合員へは出向規約にもある意向把握も同意もなく期間を定めぬ（会社によればNTTに戻ることはない）一方的な強制出向となっています。

## 遠隔地配転強要の実態

### まさに報復・みせしめ

原吉恒岡さんは、平成14年11月1日に、名古屋（中村ビル）への配転の発令を異様な形で受けました。この発令は、本人に対して辞令を読み上げる形で行われましたが、そのやり方には、まさに「見せしめ・報復」の目的が端的に表れているものです。

それは、平成14年11月1日、原吉恒岡さんが大阪南営業支店（八尾ビル）第7営業担当の首席で執務中、いきなり直属課長のほかに約10名の労務担当社員が原吉恒岡さんを取り囲み、職場の入り口2箇所に社員を立てて封鎖し、一方的に松本課長が辞令を読み上げたのである。辞令を読み上げたら、原吉恒岡さんの抗議を聞き入れることもなく、直ちに全員が引き揚げていったものです。

## 違法・脱法の退職・再雇用

# またまた玉突き配転 北陸から名古屋へ 名古屋から大阪へ

## NTT リストラ裁判経過

配転無効確認等請求事件

提訴年月日 2002年11月18日

大阪地方裁判所第5民事部 係名 合1A

事件番号 平成14年（ワ）第11728号

平成15年（ワ）第1209号

平成15年（ワ）第11239号

持ち株会社のもとで全国11万人規模にのぼる未曾有のリストラ（51歳以上の労働者に対する転籍という名の別会社への雇用替え）で会社の意向に反する退職強要拒否者への異職種、遠隔地配転に対し全国的に配転無効の裁判をおこなっています。特に大阪では4名がこの裁判を提起した最中に19名の大量の組合員を名古屋へ再度の広域配転がおこなわれました。これは通信労組中最大支部である組合つぶしと、会社の「合理化」に逆らうものへのみせしめであるとして3次提訴し1次2次と併せ併合して審理が進められています。

会社はこのあとも50歳退職再雇用を強要しNTTに残った労働者にみせしめ遠隔地配転を続けています。

## NTT リストラ裁判大阪原告団 通信産業労働組合大阪支部

〒547-0034

大阪市平野区背戸口1-22-26 NTT 背戸口別館

TEL 06-6706-9090 FAX 06-6706-9050

E-mail:tcwu.osk@fancy.ocn.ne.jp

http://tennet21.com//ntt-risutora/